

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価事後調査報告書
—令和6年度—

令和7年5月

伊勢広域環境組合

目 次

1. 事業の概要.....	1
1.1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地.....	1
1.2. 対象事業の名称、種類及び規模.....	1
(1) 対象事業の名称	1
(2) 対象事業の種類	1
(3) 対象事業の規模	1
1.3. 対象事業実施区域	1
1.4. 対象事業に係る工事の進捗状況及び供用等の状況	4
2. 事後調査の概要.....	5
2.1. 事後調査の目的	5
2.2. その他.....	6
(1) 事後調査報告書の作成者	6
(2) 事後調査業務受託者	6
(3) 事業及び事後調査内容に関する問い合わせ窓口	6
3. 事後調査の結果.....	7
3.1. 重要な種（ヤマトモンシテムシ）	7
(1) 調査項目	7
(2) 調査地点	7
(3) 調査方法	9
(4) 調査時期	9
(5) 調査結果	9
(6) まとめ	11
(7) 今後の事後調査について	11

はじめに

本報告書は、廃棄物処理施設の設置事業（ごみ焼却施設の設置）について、「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書（令和4年10月）」（以下、「評価書」という。）に示した事後調査の実施計画に基づき、令和6年度（造成工事開始前）に陸生動物の事後調査を実施し、その結果をとりまとめたものである。

1. 事業の概要

1.1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 伊勢広域環境組合
代表者 : 管理者 鈴木 健一
所在地 : 三重県伊勢市西豊浜町 653 番地

1.2. 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 対象事業の名称

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業（以下、「本事業」という。）

(2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置事業

(3) 対象事業の規模

本事業において設置するごみ焼却施設（エネルギー回収施設）の処理能力は、表 1-1 に示すとおりである。また、本事業では、粗大ごみや資源ごみの処理を行うマテリアルリサイクル推進施設もあわせて整備する計画である。

表 1-1 可燃ごみ処理施設の処理能力

分類	処理品目	処理能力（t/日）
焼却（可燃）	可燃ごみ	203 (約 8.5 t/h)

注 1) 災害廃棄物を考慮した施設規模として、供用開始予定である令和 9 年度の計画処理量に 8% 上乗せした施設規模としている。

注 2) 処理能力(203 t/日)は、最新の実績値を踏まえた値であり、評価書に示した処理能力(205 t/日) から僅かに減少している。

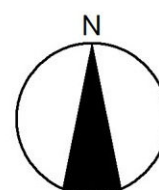
1.3. 対象事業実施区域

対象事業の実施区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置は、図 1-1 及び図 1-2 に示すとおりであり、既存施設の東側に位置している。



凡 例

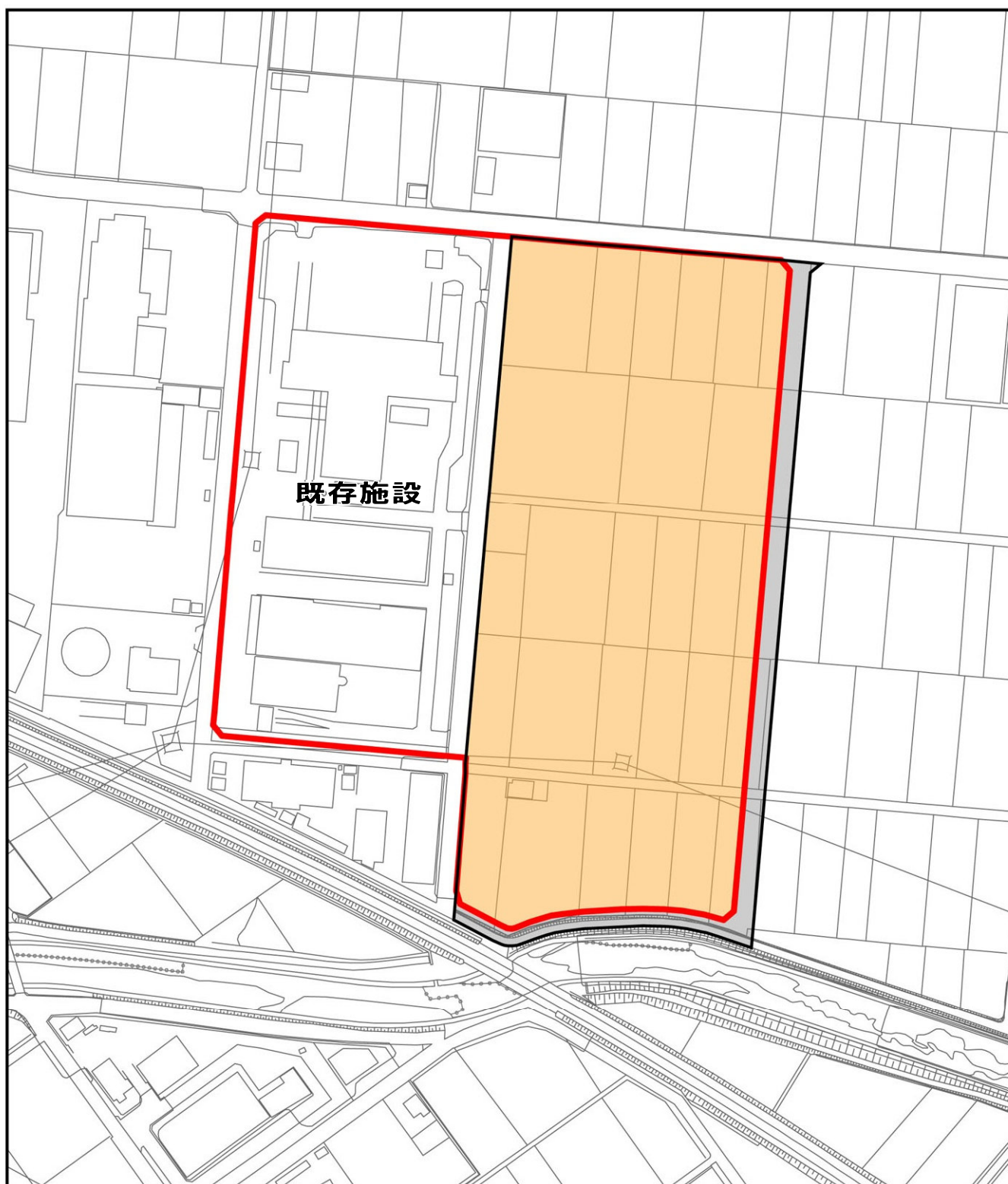
- 対象事業実施区域
- 市町境



1:50,000

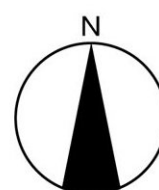
0 500m 1km 2km

図 1-1 対象事業実施区域の位置（広域）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 都市計画決定区域(変更後)
- 関連事業



1:2,500

0 25m 50m 100m

図 1-2 対象事業実施区域の位置 (詳細)

1.4. 対象事業に係る工事の進捗状況及び供用等の状況

本事業に係る工事等の進捗状況は、表 1-2 に示すとおりである。

令和 5 年度は実施設計を行っている。また、本事業では令和 9 年度の供用開始を目標とし、令和 6 年度から土木建築工事等を順次進めていく計画である。令和 6 年度は 4 月より準備工を開始し、6 月下旬より造成工事を本格的に開始している。

なお、既存施設の解体を計画施設の供用開始後に行う予定であり、詳細な時期は未定である。

表 1-2 本事業の工事等の進捗状況

		令和（西暦）				
		5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)
実施設計		■	■			
土木建築 工事	準備工・造成工事		■			
	掘削・躯体・鉄骨工事など			■	■	
	外装・内装・仕上げ・外構など			■	■	■
プラント工事 (機器据付・配管・電気工事など)				■	■	
試運転 (無負荷・負荷試験など)						■
供用						■

注) 計画施設の供用開始後、既存施設の解体を行う予定である。



造成工事開始前（令和 6 年 6 月）



造成工事開始後（令和 6 年 7 月）

工事進捗状況

2. 事後調査の概要

2.1. 事後調査の目的

令和5年度事後調査は、令和5年度を工事開始後と位置づけ、評価書の「第9章 事後調査の実施計画」に基づき、陸生動物の重要な種（ヤマトモンシデムシ、水生昆虫の重要種等）に対する環境保全措置を実施したものである。

本事後調査は、令和5年度事後調査の追加調査として、令和6年度（造成工事が本格的に開始される前の令和6年6月）に対象事業実施区域内のヤマトモンシデムシを再度採集し、移設することで保全に努めたものである。

表 2-1 評価書における事後調査項目及び調査頻度・時期

環境要素	環境要因		調査項目	調査地点	調査方法	調査時期
大気質	存在及び供用	計画施設からの排出ガス	ダイオキシン類	対象事業実施区域1地点及び周辺5地点	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月環境省）に定める方法	事業活動が定常状態となる時期2季/年（各1週間）
陸生動物	工事の実施	土地の造成 工作物の建設	重要な種（ヤマトモンシデムシ）	環境保全措置の実施点	移設を行う種（ヤマトモンシデムシ）に対する環境保全措置の実施状況を調査	環境保全措置の実施後における工事開始後最初の初夏季に1回
			重要な種（水生昆虫の重要種等）	環境保全措置の実施点	工事前に仮創出する生息環境及び供用時のビオトープに対する環境保全措置の実施状況の調査及び確認種の記録	工事及び供用開始後のそれぞれ最初の初夏季～夏季に1回、仮創出した生息環境からビオトープへの個体移設時に1回
陸生植物	工事の実施	土地の造成 工作物の建設	重要な種（ミズアオイ）	環境保全措置の実施点	移植を行う種（ミズアオイ）に対する環境保全措置の実施状況を調査	工事期間中の春季及び夏季から秋季に各1回、供用開始後の最初の春季及び夏季から秋季に各1回

注) 重要な種（ミズアオイ）については、追加調査の結果、ミズアオイ属の一種がミズアオイと判断され、移植等の環境保全措置を実施した場合に事後調査を実施することとする。

表 2-2 令和6年度における事後調査項目及び調査頻度・時期

環境要素	環境要因		調査項目	調査地点	調査方法	調査時期
陸生動物	工事の実施	土地の造成 工作物の建設	重要な種（ヤマトモンシデムシ）	環境保全措置の実施点	移設を行う種（ヤマトモンシデムシ）に対する環境保全措置の実施状況を調査	造成工事開始直前の初夏季に1回

注1) 本事業では、用地取得に伴い水田耕作が行われなくなること、対象事業実施区域内における陸生動物の生息環境の変化が懸念された。そのため、令和5年度を工事開始後と位置づけ、陸生動物の重要な種（ヤマトモンシデムシ及び水生昆虫の重要種等）を対象とし、環境保全措置の実施状況に関する事後調査を実施している。

注2) 令和6年度の事後調査では、評価書の「第9章 事後調査の実施計画」に基づく事後調査の追加調査として、造成工事が本格的に開始される前の令和6年6月に対象事業実施区域内のヤマトモンシデムシを再度採集し、移設することで保全に努めることとした。

注3) 陸生植物の重要な種（ミズアオイ）に関しては、評価書手続き後の確認適期に追加調査した結果、確認されていたミズアオイ属の一種はミズアオイと異なる種であることが判明したため、事後調査（移植等の環境保全措置）を行わないこととした。

2.2. その他

(1) 事後調査報告書の作成者

名 称 : 伊勢広域環境組合
代表者 : 管理者 鈴木 健一
所在地 : 三重県伊勢市西豊浜町 653 番地

(2) 事後調査業務受託者

名 称 : 株式会社エイト日本技術開発 三重支店
代表者 : 支店長 柴垣 大三
所在地 : 三重県津市大門 6 番 5 号

(3) 事業及び事後調査内容に関する問い合わせ窓口

窓 口 : 伊勢広域環境組合 業務課
所在地 : 三重県伊勢市西豊浜町 653 番地
電 話 : 0596-37-1218

3. 事後調査の結果

3.1. 重要な種（ヤマトモンシデムシ）

(1) 調査項目

保全対象としたヤマトモンシデムシの生態的特徴等は表 3-1 に示すとおりである。

本調査では、対象事業実施区域内に生息するヤマトモンシデムシを捕獲し、区域外への移設を実施した。なお、保全対象種は、河川敷等に生息するほか、腐肉を食べ、成虫は夜行性で灯火にも飛来することから、それらを踏まえた捕獲及び移設を行う必要があると考えられた。

表 3-1 保全対象種の生態的特徴等

ヤマトモンシデムシ (<i>Nicrophorus japonicus</i>)		【コウチュウ目 シデムシ科】	
環境省レッドリスト 2020	NT (準絶滅危惧)	三重県レッドデータブック 2015	VU (絶滅危惧Ⅱ類)
 写真は評価書より引用 (採集日:令和3年6月24日)	生態的特徴	動物屍体の食物連鎖の第一次清掃者であり、成虫、幼虫ともに腐肉や寄食する昆虫類の幼虫などを食す。現在生息している環境は大きな川の中流から下流域に点在する氾濫原を含む河川敷である。成虫は夜行性で灯火にも飛来する。	
	選定理由	既知の生息地点は 10 以下、シデムシ類の中ではかつてはよく見られた大型種だが、最近の記録に乏しく、全国的にも同様の傾向である。	
	減少要因	人為的な開発	

出典：三重県レッドデータブック 2015（三重県、2015 年）

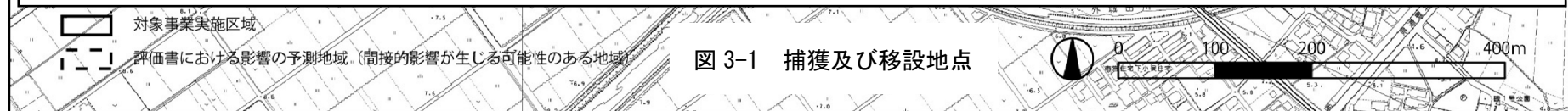
(2) 調査地点

ヤマトモンシデムシの捕獲及び移設地点は、令和 5 年度事後調査と同様、図 3-1 に示すとおりとした。なお、令和 5 年度事後調査以降、捕獲及び移設地点の環境状況に著しい変化は生じていない。

捕獲範囲は対象事業実施区域とする。捕獲のためのトラップの設置地点数は 15 地点とし、1 地点あたり 2 基（計 30 基）のトラップを設置した。

移設地点は、評価書に示された調査範囲及び予測地域（本事業の影響が及ぶ恐れがあると考えられた地域）の外側に位置する相合川沿いとし、成虫が夜行性で灯火にも飛来することを踏まえ、周囲からの光源の影響の少ない 2 地点とした。

重要種保護のため非公表



(3) 調査方法

捕獲方法は、評価書における確認手法や生態的特徴等を踏まえて、ベイトトラップによる捕獲を基本とした。

具体的には、獣害の回避とベイトからの臭気の拡散のしやすさを考慮し、地上高 1m 前後に捕獲器部分を括り付けた園芸ポールを対象地の地面に突き刺し、捕獲器を浮かせて設置することとした。捕獲器内の誘引餌は腐肉とした。トラップは 2 晩連続で設置し、1 晩ごとに捕獲状況の確認を行い、個体が捕獲された場合は移設先へ放虫することとした。

(4) 調査時期

調査時期は、造成工事開始前の令和 6 年 6 月 4 日（火）から令和 6 年 6 月 6 日（木）の 3 日間とした。

(5) 調査結果

① トラップ設置状況（6 月 4 日）

ヤマトモンシデムシ移設のためのトラップ設置状況は以下のとおりであった。

- ・ 対象事業実施区域内の 15 地点に計 30 基（1 地点当たり 2 基）のトラップを設置した。
- ・ 高茎草本に覆われた設置地点では、臭気の拡散のしやすさに配慮し、草丈が低い場所を選択し、あるいは背の高い草が生えている場所では、よりまばらな環境を選択しトラップを設置した。



- ・ トラップ内には、腐肉とともに園芸資材のバーミキュライトを入れた。これは、本種は同性同士が激しく争うため（鈴木, 2006）、捕獲個体に潜り込む場所を提供することで、弱い個体の退避場所となる効果を狙ったものである。
- ・ ベイトには、シデムシ科の捕獲調査で使用実績のある鶏の手羽元を使用し（鈴木, 2019）、トラップ設置の前日より常温下に置いて臭気を放つ程度に腐敗させた状態のものをを用いて誘引効果を高めた。トラップ 1 基あたり手羽元は 1 本（100g 前後）用いた。



② 捕獲及び移設結果（6月5日）

トラップ設置1晩目における捕獲及び移設結果は以下のとおりであった。

- ・ 捕獲器内でヤマトモンシデムシが衰弱死することを回避するため、早朝の時間帯（5時30分）にトラップの見回りを開始した。
- ・ 調査の結果、合計2個体のヤマトモンシデムシが捕獲された。
- ・ 捕獲位置は図3-2に示す2地点であり、いずれも対象事業実施区域の東側境界部分で捕獲された。



- ・ 放虫までの間に捕獲個体同士の闘争による死傷を防ぐため、写真撮影時を除き、捕獲個体は1個体ずつ個別の容器に入れて保管した。
- ・ 捕獲個体の移設は、確保された個体が雌雄であったため今後の繁殖の可能性を考え、図3-2に示すよりまとまった広さの草地環境が担保されていた移設地点②に放虫した。



- ・ 夕方、トラップに異常（獣害など）がないか確認のため、見回り点検を行った。その結果、特に異常は認められなかった。

③ 捕獲及び移設結果（6月6日）

トラップ設置2晩目における捕獲及び移設結果は以下のとおりであった。

- ・ 前日と同様、早朝の時間帯（5時30分）に回収作業を開始した。
- ・ 調査の結果、2晩目の捕獲個体数は0であった。この結果から、対象事業実施区域内に生息していたヤマトモンシデムシは、1晩目で全て捕獲されたものと考えられた。

(6) まとめ

本事後調査は、令和5年度事後調査の追加調査として、令和6年度（造成工事が本格的に開始される前の令和6年6月）に対象事業実施区域内のヤマトモンシデムシを再度採集し、移設したものである。

令和6年度事後調査ではヤマトモンシデムシ2個体が捕獲・移設され、令和5年度事後調査と合わせて計9個体のヤマトモンシデムシが捕獲・移設されたことから、評価書に示した環境保全措置は適切に実施されたものと考えられる。

(7) 今後の事後調査について

ヤマトモンシデムシについては、令和5年度及び令和6年度によって適切に移設が完了した。今後の調査については予定していない。

重要種保護のため非公表



参考文献

- ・ 鈴木誠治（2006）『モンシデムシはなぜ埋葬虫か？』 森と水辺の甲虫誌：86-101
- ・ 鈴木誠治（2019）『「キョロロの森」におけるシデムシ類の季節消長』 キョロロ研究報告 1